別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

第二十七条第八項第十一号の規定による統計解析計画書の作成	
（略）	（略）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

第二十七条第八号第十一号の規定による計解析計画書の作成	
（略）	（略）
（略）	（略）
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	（略）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	（新設）
	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条の二第三項（同法第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八条の二の二第一項、第九条の八第八項（同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条の九第八項（同法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条の十第六項（同法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二条第三項、第九項及び第十項、第十二条の二第三項、第十項及び第十一項、第十二条の三第三項、第四項、第五項、第七項及び第八項、第十二条の五第三項、第四項、第六項及び第十項並びに第十五条の二の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を次のように定める。

令和二年五月十五日　環境大臣　小泉進次郎

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等に関する特例）

第一条　令和二年三月二十八日から新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に起因して同法第三十二条第一項の規定により同年四月七日に同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた後、全都道府県の区域において同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされる日（以下「緊急事態解除宣言日」という。）までの間においてした変更に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第二条の六第二項の規定の適用については、同項中「十日」とあるのは「三十日」とする。

（一般廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例）

第二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた令和二年四月七日（以下「緊急事態宣言日」という。）から当該一般廃棄物処理施設が存する都道府県の区域において同条第五項の規定により同項に規定する緊急事態解除宣言がされる日（以下この条において「特定緊急事態宣言解除日」という。）から起算して四月を経過するまでの間において規則第四条の四の三に規定する期間を経過する前に検査を受けることができなかった場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第八条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、規則第四条の四の三の規定にかかわらず、特定緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とする。ただし、この期間内に検査を受けることが困難であると認められるときは、緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とすることができる。